

○一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可期限の更新等の取扱いについて（平成13年11月15日付け国自旅第107号）

改 正	現 行
<p>国自旅 第 107 号 平成13年11月15日 一部改正 平成14年11月29日 一部改正 平成17年 4月28日 一部改正 平成17年12月 8日 一部改正 平成26年 1月24日 一部改正 平成27年 9月17日 一部改正 平成28年12月20日 一部改正 令和 4年 3月 30日 一部改正 令和 5年 8月 1日 一部改正 令和 5年 10月 1日 <u>一部改正 令和 5年 12月 28日</u></p>	<p>国自旅 第 107 号 平成13年11月15日 一部改正 平成14年11月29日 一部改正 平成17年 4月28日 一部改正 平成17年12月 8日 一部改正 平成26年 1月24日 一部改正 平成27年 9月17日 一部改正 平成28年12月20日 一部改正 令和 4年 3月 30日 一部改正 令和 5年 8月 1日 一部改正 令和 5年 10月 1日</p>
<p>各 地 方 運 輸 局 長 沖 縄 総 合 事 務 局 長</p>	<p>各 地 方 運 輸 局 長 沖 縄 総 合 事 務 局 長</p>
<p>殿</p> <p><u>物流・自動車</u>局長</p>	<p>殿</p> <p><u>自動車交通</u>局長</p>
<p><u>個人タクシー事業</u> の許可期限の更新等の取扱いについて</p>	<p><u>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）</u> の許可期限の更新等の取扱いについて</p>
<p>平成14年2月1日からの改正道路運送法施行後における個人タクシー事業に係る許可期限の更新、代務運転制度及び事業の休止・廃止の各取扱い等について、下記のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局（以下「各局等」という。）においては、各局等において定めている公示の改正を行う等、所要の措置を講じることとされたい。</p> <p>なお、本件については、<u>一般</u>社団法人全国個人タクシー協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p> <p>記</p>	<p>平成14年2月1日からの改正道路運送法施行後における個人タクシー事業に係る許可期限の更新、代務運転制度及び事業の休止・廃止の各取扱い等について、下記のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局（以下「各局等」という。）においては、各局等において定めている公示の改正を行う等、所要の措置を講じることとされたい。</p> <p>なお、本件については、社団法人全国個人タクシー協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p> <p>記</p>
<p>I. 許可等に付した期限の更新の処理について</p> <p>1. 期限更新の手続き</p> <p>(1) 地方運輸局長（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）に対して「<u>個人タクシー事業</u>の許可等に付された期限の更新申請書」（別添様式例1による。以下「申</p>	<p>I. 許可等に付した期限の更新の処理について</p> <p>1. 期限更新の手続き</p> <p>(1) 地方運輸局長（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）に対して「<u>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）</u>の許可等に付された期限の更新申</p>

請書」という。)を当該許可期限が満了する日以前の地方運輸局長が定める日まで
に、提出させるものとする。

(2)～(3) (略)

2. 期限更新に当たっての審査及び期限更新の可否の判断等

(1) (略)

(2) 期限更新を認める場合

別表に定めるところのいずれかに該当する者については、更新後の許可期限を
付した上、期限更新を認めるものとし、別添様式例3の書面を交付するとともに、
①～④の必要な措置を講じることとする。

ただし、平成14年2月1日以降に許可又は譲渡譲受若しくは相続の認可を受け
た者に付す更新後の許可期限は、当該事業者の満75歳の誕生日の前日(人口が概
ね30万人以上の都市を含まない営業区域等において、75歳以上で許可を受けた場
合は、当該事業者の満80歳の誕生日の前日)を超えない日とする。

①～② (略)

③ 平成14年1月31日現在における個人タクシー事業者(以下「既存事業者」
という。)に対しては、既に当該事業者の許可等に付されている条件を「個人
タクシー事業の申請に対する処理方針(平成13年9月12日付け国自旅第78号)」
(以下「処理方針通達」という。)の別紙Ⅱ. 2. (1)～(10)に変更するもの
とし、その旨を別添様式例3の書面に付記することとする。

④ (略)

(3)～(4) (略)

II. 代務運転制度について

個人タクシーの代務運転制度は、事業者本人が病気又は負傷等(以下「傷病等」
という。)により、自ら事業を遂行できない場合において、当該事業者及び家族の
当面の生活の安定を確保するため、一定期間に限って当該事業用自動車を他人に運
転させ事業を継続することを認める特例措置として、これまで特別に認めてきたと
ころである。

本制度については、今般の需給調整規制の廃止に伴い事業継続義務がなくなるこ
と及び運用の如何によっては個人タクシーの趣旨になじまない事態を惹起する可能
性もあることと等から、慎重に取り扱う必要があると考えられるが、現段階におい
ては本制度が定着していること等を考慮し、引き続き当分の間、本制度を認めるこ
ととしたので、各局等においては、次に定めるところにより厳正かつ適正な運用を
行うこととされたい。

1.～2. (略)

3. 代務運転に係る許可条件変更の手続

「個人タクシー事業の代務運転に係る許可条件変更承認申請書」(別添様式例4に
よる。)及び添付書類を地方運輸局長へ提出させるものとする。

請書」(別添様式例1による。以下「申請書」という。)を当該許可期限が満了す
る日以前の地方運輸局長が定める日まで、提出させるものとする。

(2)～(3) (略)

3. 期限更新に当たっての審査及び期限更新の可否の判断等

(1) (略)

(2) 期限更新を認める場合

別表に定めるところのいずれかに該当する者については、更新後の許可期限を
付した上、期限更新を認めるものとし、別添様式例3の書面を交付するとともに、
①～④の必要な措置を講じることとする。

ただし、平成14年2月1日以降に許可又は譲渡譲受若しくは相続の認可を受け
た者に付す更新後の許可期限は、当該事業者の満75歳の誕生日の前日を超えない
日とする。

①～② (略)

③ 平成14年1月31日現在における個人タクシー事業者(以下「既存事業者」
という。)に対しては、既に当該事業者の許可等に付されている条件を「一般
乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)」の申請に対する
処理方針(平成13年9月12日付け国自旅第78号)」(以下「処理方針通達」とい
う。)の別紙Ⅱ. 2. (1)～(10)に変更するものとし、その旨を別添様式例3
の書面に付記することとする。

④ (略)

(3)～(4) (略)

II. 代務運転制度について

個人タクシーの代務運転制度は、事業者本人が病気又は負傷等(以下「傷病等」
という。)により、自ら事業を遂行できない場合において、当該事業者及び家族の
当面の生活の安定を確保するため、一定期間に限って当該事業用自動車を他人に運
転させ事業を継続することを認める特例措置として、これまで特別に認めてきたと
ころである。

本制度については、今般の需給調整規制の廃止に伴い事業継続義務がなくなるこ
と及び運用の如何によっては1人1車制個人タクシーの趣旨になじまない事態を惹
起する可能性もあることと等から、慎重に取り扱う必要があると考えられるが、現
段階においては本制度が定着していること等を考慮し、引き続き当分の間、本制度
を認めることとしたので、各局等においては、次に定めるところにより厳正かつ適
正な運用を行うこととされたい。

1.～2. (略)

3. 代務運転に係る許可条件変更の手続

「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー)」の代務運転に係る許
可条件変更承認申請書」(別添様式例4による。)及び添付書類を地方運輸局長へ提出
させるものとする。

4. ～6. (略)

Ⅲ. ～Ⅳ. (略)

附 則 (令和5年12月28日 国自旅第271号)
この通達は、令和5年12月28日以降に適用するものとする。

別添様式例 1

令和 年 月 日

〇〇運輸局長 殿

住 所：
名 称：
氏 名：
生年月日： 年 月 日生
(年齢 歳)

個人タクシー事業の
許可等に付された期限の更新申請書

令和 年 月 日付け〇〇第 号の個人タクシー事業の許可(認可)について、
当該許可(認可)に付された期限が満了するので、期限の更新を申請します。

1. ～7. (略)

別添様式例 3

個人タクシー事業の許可等に付した期限の変更通知書

〇〇 〇〇 殿

令和 年 月 日付け〇〇第 号の個人タクシー事業の許可(認可)に付した期限

4. ～6. (略)

Ⅲ. ～Ⅳ. (略)

別添様式例 1

令和 年 月 日

〇〇運輸局長 殿

住 所：
名 称：
氏 名：
生年月日： 年 月 日生
(年齢 歳)

一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)の
許可等に付された期限の更新申請書

令和 年 月 日付け〇〇第 号の一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人
タクシーに限る。)の許可(認可)について、当該許可(認可)に付された期限が
満了するので、期限の更新を申請します。

1. ～7. (略)

別添様式例 3

一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)
の許可等に付した期限の変更通知書

〇〇 〇〇 殿

令和 年 月 日付け〇〇第 号の一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人

は、令和 年 月 日までに変更する。

(以下、必要に応じ、記 I. 2. (2)①～④に係る事項を付記するものとする。)

令和 年 月 日

〇〇運輸局長 〇〇 〇〇

タクシーに限る。の許可（認可）に付した期限は、令和 年 月 日までに変更する。

(以下、必要に応じ、記 I. 2. (2)①～④に係る事項を付記するものとする。)

令和 年 月 日

〇〇運輸局長 〇〇 〇〇

別添様式例 4

令和 年 月 日

〇〇運輸局長 殿

住 所
名 称
氏 名
生年月日 年 月 日生
(年齢 満 歳)

個人タクシー事業の代務運転に係る許可条件変更承認申請書

下記のとおり代務運転者を使用したいので、個人タクシー事業の許可に付された条件の一部の変更承認を申請します。

記

1. ～6. (略)

別添様式例 4

令和 年 月 日

〇〇運輸局長 殿

住 所
名 称
氏 名
生年月日 年 月 日生
(年齢 満 歳)

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の代務運転に係る許可条件変更承認申請書

下記のとおり代務運転者を使用したいので、一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可に付された条件の一部の変更承認を申請します。

記

1. ～6. (略)

別添様式例 5

個人タクシー事業の代務運転に係る許可条件変更の承認書

別添様式例 5

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の代務運転に係る許可条件変更の承認書

令和 年 月 日付け（許可番号）による個人タクシー事業の許可に付した条件のうち「他人に当該事業用自動車を営業のために運転させてはならないこと。」について、下記のとおり期間を限定して変更することを承認する。

記

1. ～3. (略)

令和 年 月 日付け（許可番号）による一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可に付した条件のうち「他人に当該事業用自動車を営業のために運転させてはならないこと。」について、下記のとおり期間を限定して変更することを承認する。

記

1. ～3. (略)

別添様式例 6

令和 年 月 日

〇〇運輸局長 殿

住 所
名 称
氏 名
生年月日 年 月 日生
(年齢 満 歳)

個人タクシー事業の代務運転に係る許可条件変更の解除届

令和 年 月 日付け（承認番号）による個人タクシー事業の代務運転に係る許可条件変更について、令和 年 月 日に代務運転者の使用を終了したので、代務運転者の写真票を添え当該許可条件変更の解除届けをします。

別添様式例 6

令和 年 月 日

〇〇運輸局長 殿

住 所
名 称
氏 名
生年月日 年 月 日生
(年齢 満 歳)

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の代務運転に係る許可条件変更の解除届

令和 年 月 日付け（承認番号）による一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の代務運転に係る許可条件変更について、令和 年 月 日に代務運転者の使用を終了したので、代務運転者の写真票を添え当該許可条件変更の解除届けをします。

別添様式例 7

令和 年 月 日

〇〇運輸局長 殿

住 所
名 称
氏 名
生年月日 年 月 日生
(年齢 満 歳)

個人タクシー事業の事業休止届出書

別添様式例 7

令和 年 月 日

〇〇運輸局長 殿

住 所
名 称
氏 名
生年月日 年 月 日生
(年齢 満 歳)

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の

事業休止届出書

個人タクシー事業の休止について、下記のとおり届出します。

記

1. ～3. (略)

別添様式例 8
令和 年 月 日

〇〇運輸局長 殿

個人タクシー事業の事業廃止届出書

住 所
名 称
氏 名
生年月日 年 月 日生
(年齢 満 歳)

個人タクシー事業の廃止について、下記のとおり届出します。

記

1. ～3. (略)

事業休止届出書

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の休止について、下記のとおり届出します。

記

1. ～3. (略)

別添様式例 8
令和 年 月 日

〇〇運輸局長 殿

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の
事業廃止届出書

住 所
名 称
氏 名
生年月日 年 月 日生
(年齢 満 歳)

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の廃止について、下記のとおり届出します。

記

1. ～3. (略)